Q:3 『ポイントカード』について

当社では、会員登録(無料)していただいた方にポイントカードを発行し、当社で旅行商品を購入していただいたら、購入金額に応じてポイントを付与する予定です。当該ポイントは、次回商品を購入される際の支払いの一部に充当できるようなシステムしますが、この場合のポイントは景品規制を受けますか?

A:

景品規制を受けません。

景品規約第2条3項では、次に掲げるものを景品類に含まないとしています。

「正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る商品又は役務に付属すると認められる経済上の利益」

このうち正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益は、3類型が挙げられています。

- ① 相手方がこれから支払う代金を減額すること
- ② 相手方がすでに支払済みの代金を割り戻すること
- ③ 同一の商品役務を追加支払いなしで付加すること

ポイントカードは、ポイント発行店で次に買い物するときに代金を減額するものであれば、 上記①の値引きに該当します。

ちなみに航空会社のマイレージ制度についても、マイレージを付与した航空会社への次回搭乗分から値引きする場合には①に該当し、景品類に該当しないということになります。

【規約第2条第3項関係 】

【規則第1条第1項、2項、運用基準2(1)】

【運用基準5 (2) ただし書き

※ 受託販売している旅行については、委託会社に断りなく値引きをすることは、受託販売 契約上の問題が発生する恐れがありますので、委託会社と締結している募集型企画旅行取 扱委託契約の内容をチェックしてください。